

【原子力災害対策特別措置法】

1999年のJCO事故を契機に策定された法律で、原子力災害に対する対策の強化を図るために原子力災害の予防や発生時の対策の実施などの措置を定めたもの。

【第10条通報】

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）の第10条において、緊急事態に相当するような過酷な事象が発生した場合には、事業者が直ちに関係各所に通報することが求められている。

【第15条報告】

また同15条では、更に厳しい事態になった場合に内閣総理大臣が原子力緊急事態を宣言すること等を求めており、そのために事業者は当該事象の発生を直ちに報告することとしている。

事故当時の法令で定められている事象

原災法第10条第1項で定める事象		原災法第15条第1項第2号で定める事象	
敷地境界放射線量上昇 放射性物質通常放出経路放出 火災爆発等による放射性物質放出 スクラム失敗 原子炉冷却材漏えい 原子炉給水喪失 原子炉除熱機能喪失	全交流電源喪失 直流電源喪失（部分喪失） 停止時原子炉水位低下 燃料プール水位低下 中央制御室使用不能 原子炉外臨界蓋然性	敷地境界放射線量異常上昇 放射性物質通常放出経路異常放出 火災爆発等による放射性物質異常放出 原子炉外臨界 原子炉停止機能喪失 非常用炉心冷却装置注水不能	格納容器圧力異常上昇 圧力抑制機能喪失 原子炉冷却機能喪失 直流電源喪失（全喪失） 炉心溶融 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室等使用不能

津波襲来（3月11日15時37分頃）直後、第10条および第15条該当事象として、より速やかに通報・報告できた可能性がある事象の例

実際に行われた通報・報告	第10条該当事象の例	第15条該当事象の例
<p>【第10条通報】 3月11日15時42分判断 1～5号機「全交流電源喪失」 （のちに、対象号機を1～3号機に訂正）</p> <p>【第15条報告】 3月11日16時36分判断 1,2号機「非常用炉心冷却装置注水不能」 1,2号機の原子炉水位の監視ができないことから注水状況が分からないため、念のため「原災法15条」に該当すると判断しました。</p>	<p>1号機 原子炉給水喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失（部分喪失）</p>	<p>1号機 非常用炉心冷却装置注水不能 直流電源喪失（全喪失）</p>
	<p>2号機 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失（部分喪失）</p>	<p>2号機 直流電源喪失（全喪失）</p>
	<p>3号機 原子炉除熱機能喪失</p>	<p>3号機 津波襲来直後は、1,2号機と異なり、直流電源は機能喪失を免れ、3月13日5時10分に原子炉冷却機能喪失により15条事象に該当すると判断。</p>